

三宅村特別支援金について

(村独自支援)

新型コロナウィルス感染症等特別措置法の緊急事態宣言のもと、東京都が発令した緊急事態措置において、全ての三宅村住民の皆様に協力と負担をいただいています。
その協力と負担に対する支援として、「三宅村特別支援金」を支給いたします。

1 対象者

「特別定額給付金」と同じく、基準日である令和2年4月27日現在、三宅村住民基本台帳に記録されている住民の皆様

2 給付の額

支援金支給対象者 1人につき 2万円

3 支援金の申請及び支給の方法

- ①支援金の申請書は、村からすべての世帯に郵送する「特別定額給付金」申請書と一緒に郵送します。
- ②申請書の受付は、「特別定額給付金」申請書と一緒に、返信用封筒で返信いただかず、役場及び出張所で受け付けます。
※村独自事業であるため、オンライン申請方式はありません。
- ③支援金の支給は、申請者の本人名義の金融機関の口座へ「特別定額給付金」と一緒に振り込みます。

4 受付日及び支給開始日

- ①受付期間 「特別定額給付金」と同じく、令和2年6月1日から令和2年8月31日まで
- ②申請書を受理してから、一定期間ごとまとめて支給を行う予定です。

※本支援金(2万円)の申請と合わせ、特別定額給付金(10万円)の申請もオンライン申請ではなく、郵送で申請する方法を推奨いたします。

【問い合わせ】

三宅村役場 福祉健康課 福祉係
電話 04994-5-0902